

甲山浄水場更新事業 新浄水場建設事業
入札説明書

令和 6 年 7 月 31 日

姫路市上下水道局

— 目 次 —

第 1	入札説明書の位置づけ.....	1
第 2	事業に関する事項.....	2
1	事業の目的.....	2
2	事業の内容に関する事項.....	3
第 3	事業者の募集及び選定手続きに関する事項.....	10
1	事業者選定に関する基本的な考え方.....	10
2	事業者の募集及び選定スケジュール.....	10
3	入札参加資格.....	11
4	入札手続等.....	18
5	落札者の決定方法.....	25
6	契約に関する基本的な考え方.....	26
7	共同企業体について.....	27
第 4	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	28
1	リスク分担の基本的な考え方.....	28
2	設計・建設業務の水準.....	28
3	事業の実施状況の監視.....	28
4	予算の成立.....	28
第 5	契約の解釈に関する疑義が生じた場合の措置に関する事項.....	29
1	係争事由に係る基本的な考え方.....	29
2	管轄裁判所の指定.....	29
第 6	その他、事業の実施に必要な事項.....	30
1	情報公開及び情報提供.....	30
2	本事業において使用する言語と通貨単位等.....	30
3	入札参加に伴う費用負担.....	30
4	契約条項を示す場所及び期間.....	30
5	その他.....	30

第 1 入札説明書の位置づけ

本入札説明書（以下「本書」という。）は、本事業を実施するに当たり、公表するものである。

なお、次に掲げる文書は、本書と一体のものであるため、提出書類の作成に当たっては、精読の上、遺漏の無いように努めること。

また、本書において使用する用語は、用語集の定義に従うものとする。

- ① 要求水準書
- ② 設計・建設工事請負契約書（案）
- ③ 落札者決定基準
- ④ 様式集

第2 事業に関する事項

1 事業の目的

既設甲山浄水場は、二級河川市川水系市川の表流水を水源とした施設能力 60,000 m³/日の姫路市の基幹浄水場であり、昭和 45 年に供用を開始して以降、約 50 年が経過したことから、施設の老朽化や耐震性の不備が課題となっている。

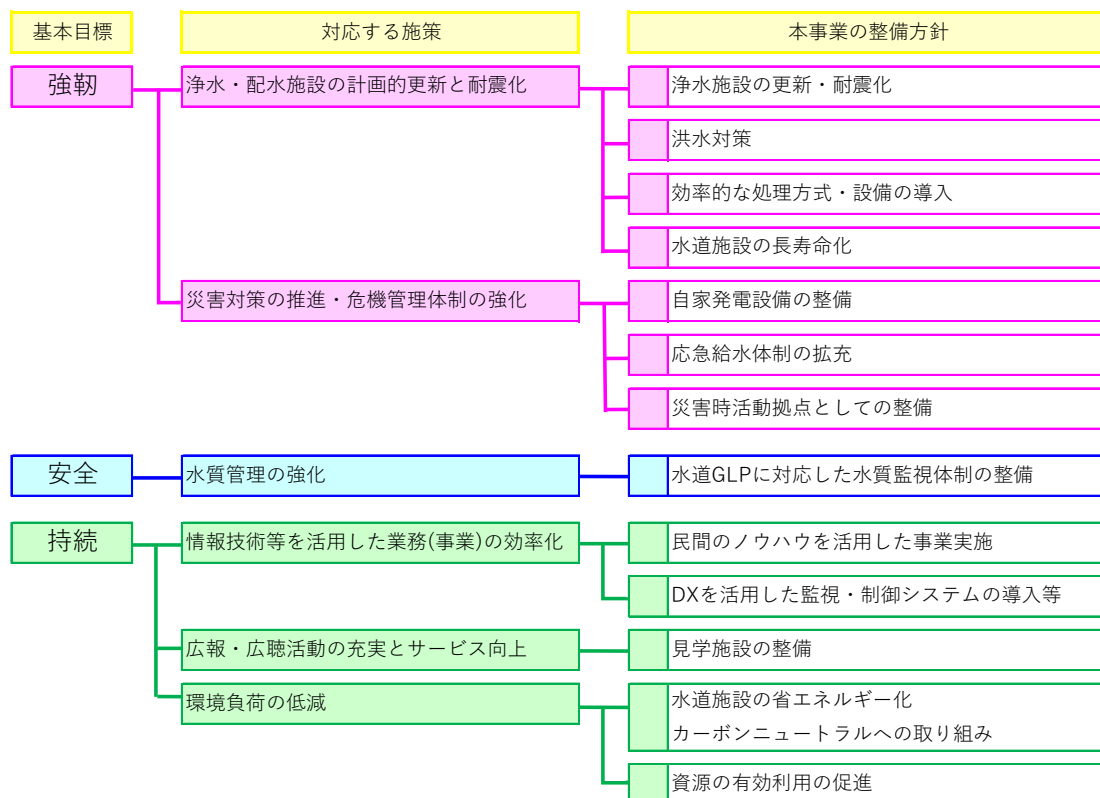
また、姫路市の水需要は、将来的に減少傾向となる見通しであるため、市では、水需要予測に基づいた施設統廃合及び施設規模の適正化を進めているところであり、既設甲山浄水場と同様に市川水系を水源とする保城浄水場及び町裏浄水場と施設を統合する計画である。

市は、既設甲山浄水場の老朽化等の課題を踏まえて施設統廃合計画を策定しており、同計画に基づき本事業として、既設甲山浄水場から約 700m 南に位置する市所有地に、現在と同規模の施設能力 60,000 m³/日の新浄水場を建設し移転する計画である。

市は、「施設の老朽化」、「災害時の体制」、「気象変動に伴う原水の水質の変化」、「組織体制の効率化」等、水道事業を取り巻く環境の変化に対応するため、姫路市水道ビジョンに「強靱」、「安全」、「持続」の3つの基本目標を設定し、本事業を通じて、既設甲山浄水場の耐震化や危機耐性の強化を図るとともに、姫路市内への安定的かつ安全な水道供給及び水道事業運営の効率化を図る方針である。

本事業の実施に当たり、姫路市水道ビジョンに基づく本事業の整備方針を図表 2-1 に示す。

図表 2-1 姫路市水道ビジョンに基づく本事業の整備方針



2 事業の内容に関する事項

(1) 事業の名称

甲山浄水場更新事業 新浄水場建設事業

(2) 事業の対象となる公共施設の種類

水道施設

(3) 公共施設の管理者

姫路市上下水道事業管理者 柴田 桂太

(4) 事業予定地

姫路市豊富町豊富 1610 番地

(5) 既存施設の概要

既設甲山浄水場の概要を図表 2-2 に、平面図を図表 2-3 に示す。

図表 2-2 既設甲山浄水場の概要

名称	甲山浄水場
所在地	姫路市豊富町豊富 1849 番地
完工年	昭和 45 年（1970 年）
水源	二級河川市川水系市川（表流水）
施設能力	60,000 m ³ /日
浄水処理方式	凝集沈澱・急速ろ過方式
主要施設	沈砂池、着水井、混和池、高速沈澱池、横流沈澱池、急速ろ過池、浄水池、排水池、排泥池、濃縮槽、脱水機、受変電設備、停電対策設備、監視制御設備、テレメータ設備、管理棟

図表 2-3 既存施設（甲山浄水場）の平面図（イメージ）



(6) 甲山浄水場更新事業等の概要

甲山浄水場更新事業は、本事業と関連事業により構成される。

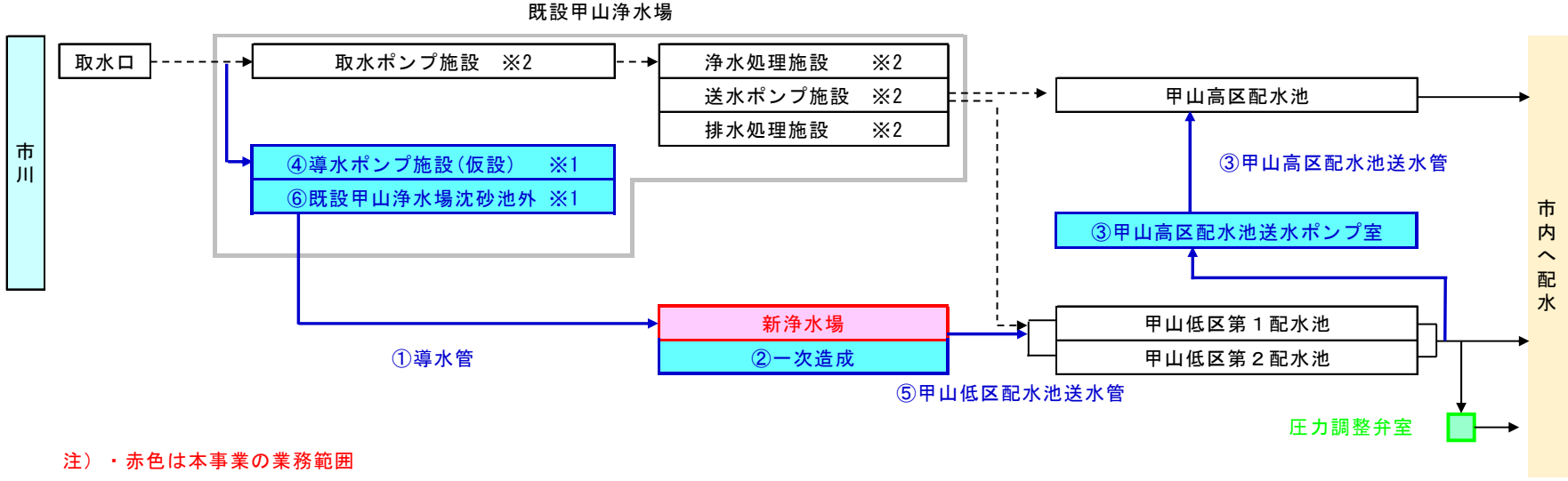
また、甲山浄水場更新事業に係る事業として、甲山浄水場系統の基幹管路を更新する甲山幹線更新事業がある。

本事業を含む甲山浄水場更新事業及び甲山幹線更新事業（以下「甲山浄水場更新事業等」という。）の事業内容を図表 2-4 に、全体フローを図表 2-5 に示す。

図表 2-4 甲山浄水場更新事業等の事業内容

事業区分		事業名等	事業内容
甲山浄水場更新事業	本事業	・新浄水場建設事業	・浄水処理施設、薬品注入施設、排水処理施設、送水施設、管理棟等を整備する。事業予定地にある既設甲山幹線圧力調整弁室（付属配管含む）は撤去する。
	関連事業	・導水管布設工事	・既設甲山浄水場から新浄水場までの導水管を布設する。
		・導水管布設（その２）工事	
		・一次造成工事	・工事用道路、一部の擁壁の整備及び水路を付替える。
		・甲山高区配水池送水ポンプ室建設工事	・送水ポンプ室の整備及び送水ポンプ室から甲山高区配水池までの送水管を布設する。
		・既設甲山浄水場導水ポンプ仮設工事	・導水ポンプを仮設にて整備する。
		・甲山低区配水池送水管布設工事	・新浄水場から甲山低区配水池までの送水管を布設する。
	・既設甲山浄水場沈砂池外更新工事	・沈砂池の更新（仮設整備した導水ポンプの移設を含む）及び非常用自家発電設備を整備する。 ・不要な構造物及び設備を撤去する。	
甲山幹線更新事業		・甲山幹線圧力調整弁室更新工事	・市内配水の圧力調整を行う弁室を整備する。

図表 2-5 甲山浄水場更新事業等の全体フロー



注) ・ 赤色は本事業の業務範囲

・ 青色は関連事業の業務範囲 (P8の図表2-8の①～⑥)

・ 緑色は甲山幹線更新事業の業務範囲

・ 黒色は既設 (ただし本事業で整備する新浄水場及び既存施設の監視・制御に必要な電気計装設備の整備は、本事業に含む。)

※1: ④で仮設置した導水ポンプを⑥の工事で移設し流用する。

※2: ⑥の工事において撤去する。

(7) 本事業の範囲

本事業の範囲は、以下に示すとおりとする。

① 本事業の整備対象施設

本事業の整備対象施設は、図表 2-6 に示す。

図表 2-6 整備対象施設

施設名
着水井、粉末活性炭吸着設備、混和池、フロック形成池、凝集沈澱池、急速ろ過池、浄水池、凝集用薬品注入設備、塩素処理設備、消毒設備、排水池、排泥池、濃縮槽、脱水機、送水ポンプ設備、電気計装設備、管理棟、屋内配管、屋内バルブ・ゲート設備、場内配管、門扉・フェンス等、応急給水設備等、雨水調整池、場内道路、植栽

② 事業者が実施する業務

事業者が実施する業務は以下のとおりとする。

ア 調査業務

イ 設計業務

ウ 建設業務

エ 設計・建設に関連する業務

(8) 施設の整備要件

施設の整備要件の詳細については、要求水準書に示すとおりとする。

(9) 事業方式

本事業は、設計・施工一括発注方式（Design-Build 方式）とする。

(10) 事業期間

本事業の事業期間は、設計・建設工事請負契約の締結日から令和 13 年 3 月 31 日までとする。

(11) 事業スケジュール

本事業の想定スケジュールは図表 2-7 に示すとおりとする。

図表 2-7 本事業の想定スケジュール

項目	業務	内容	期間
事業期間	調査業務	—	令和 7 年 4 月 ～ 令和 13 年 3 月 ※2
	設計業務	基本設計	令和 7 年 4 月 ～ 令和 8 年 3 月 ※2
		詳細設計	令和 8 年 4 月 ～ 令和 13 年 3 月 ※2
		(先行工事) (先行工事以外の工事)	(令和 8 年 4 月 ～令和 9 年 3 月) (令和 8 年 4 月 ～令和 9 年 9 月)
	建設業務	建設 (先行工事) (先行工事以外の工事)	令和 8 年 4 月 ～ 令和 13 年 3 月 ※2 (令和 8 年 4 月 ～ 令和 13 年 3 月 ※2) (令和 9 年 10 月 ～ 令和 13 年 3 月 ※2)
		総合試運転	令和 12 年 10 月※1 ～令和 13 年 3 月※1
		給水開始	令和 13 年 3 月 ※2
供用開始	設計・建設に 関連する業務	—	令和 7 年 4 月 ～ 令和 13 年 3 月 ※2
	—	—	令和 13 年 4 月

※1 総合試運転期間は契約後の協議により変更することができる。

※2 太字で示す年月は要求水準書に示す履行期限又は施工期限であるため、遵守すること。

(12) 関連事業及び甲山幹線更新事業のスケジュール

関連事業及び甲山幹線更新事業のスケジュールは、図表 2-8 のとおり予定している。

図表 2-8 関連事業及び甲山幹線更新事業のスケジュール（予定）

工事名等		工事完了見込み ※1
関連事業	①-1 導水管布設工事	令和 6 年 11 月
	①-2 導水管布設（その 2）工事	令和 7 年度
	② 一次造成工事	令和 8 年 2 月
	③ 甲山高区配水池送水ポンプ室建設工事	令和 8 年度
	④ 既設甲山浄水場導水ポンプ仮設工事	令和 9 年度
	⑤ 甲山低区配水池送水管布設工事	令和 11 年度
	⑥ 既設甲山浄水場沈砂池外更新工事	－ ※2
甲山幹線更新事業	甲山幹線圧力調整弁室更新工事	令和 9 年度

※1 ⑥以外の工事が遅延することにより本事業に影響を及ぼす場合は市の責任とする。

※2 本事業の供用開始以降に実施する。

(13) 支払に関する事項

市は、本施設の設計対価及び建設対価に係る支払について、事業者の入札金額を基に設計・建設工事請負契約書に定めた金額を各年度事業者を支払う。

設計対価及び建設対価については、令和 7 年度から令和 12 年度までの期間で支払うことを想定しており、各年度の支払限度額はおおむね図表 2-9 のとおりとする。

また、本事業における前金払、中間前金払、部分払いについて、設計業務は部分払、建設業務は前金払、中間前金払及び部分払の対象とする。

図表 2-9 各年度支払限度額

年度	予定価格に対する 各年度支払限度額の割合
令和 7 年度	0.5%
令和 8 年度	2.1%
令和 9 年度	12.0%
令和 10 年度	31.1%
令和 11 年度	20.2%
令和 12 年度	34.1%

(14) 遵守すべき関係法令等及び適用する仕様書等

本事業の実施に当たり、遵守すべき関係法令等及び適用する仕様書等について

は、要求水準書に示すとおりとする。

第3 事業者の募集及び選定手続きに関する事項

1 事業者選定に関する基本的な考え方

本事業は、事業者对新浄水場の調査、設計、建設及び設計・建設に関連する業務を一括して実施することを求めるものである。事業期間が長期間にわたることから、事業者には本事業を確実に遂行できる総合的な能力を求める。

したがって、本事業の事業者選定に当たっては、手続きの透明性・公平性及び競争性の確保に配慮した上で、本事業に係る価格及び提案内容等を総合的に評価する総合評価落札方式（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2）による一般競争入札により事業者を選定する。

2 事業者の募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、図表 3-1 のとおり予定している。

図表 3-1 事業者の募集及び選定スケジュール（予定）

日程	内容
令和6年 7月 31日	入札公告（入札説明書等の公表）
令和6年 8月 20日	入札説明書等（資格審査）に関する質問の受付締切
令和6年 9月 3日	入札説明書等（資格審査）に関する質問への回答
令和6年 9月 17日	資格審査書類の受付締切
令和6年 9月 27日	資格審査結果の通知
令和6年 10月 11日	入札説明書等（資格審査以外）に関する質問の受付締切
令和6年 11月 7日	入札説明書等（資格審査以外）に関する質問への回答
令和6年 11月 21日	技術的対話の受付締切
令和6年 12月上旬 ※1	技術的対話の実施
令和7年 2月 10日	事業提案書の受付締切
令和7年 2月 25日	基礎審査結果の通知
令和7年 3月 13日	入札書の受付開始
令和7年 3月 17日	入札書の受付締切
令和7年 3月 ※2	ヒアリングの実施
令和7年 3月 28日	開札
令和7年 4月 1日	落札等審査書類提出締切
令和7年 4月 9日	設計・建設工事請負契約締結予定

※1 技術的対話の実施については「第3の4項(4)」を参照。

※2 ヒアリングの実施については「第3の5項(1)」を参照。

3 入札参加資格

本事業は、乙型 JV により実施するものとし、当該入札の参加申込みに当たっては、次に掲げる条件を全て満たしていなければならない。

(1) 全体構成

- ① 乙型 JV は、以下の構成員から構成されるグループとする。

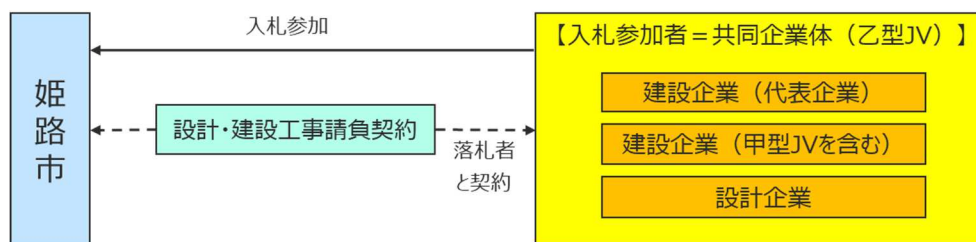
ア 設計業務を実施する者（以下「設計企業」という。）

イ 建設業務を実施する者（以下「建設企業」という。）

乙型 JV はその構成員の自主結成とする。ただし、乙型 JV の構成員は、本事業において 2 以上の乙型 JV の構成員になることはできない。なお、乙型 JV の 1 構成員が複数の業務を兼ねて実施すること、及び業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することを妨げない。本事業で想定する乙型 JV の構成を図表 3-2 に示す。なお、市が落札者と契約を締結後、非落札となった乙型 JV の構成員が、契約相手方の業務等を支援及び協力することは可能とする。

- ② 乙型 JV の構成員は、各々の分担する建設業務（以下「分担工事」という。）において、構成員が複数となる場合は甲型 JV を結成することを妨げない。
- ③ 分担工事の各工種において、甲型 JV を結成する際の代表企業は、出資比率が当該甲型 JV の構成員中最大とすること。
- ④ 乙型 JV の構成員である建設企業のうち 1 者以上は、市内業者を含めることとし、市内業者が実施する工事額の合計は、建設対価の 10% 以上とすること。
- ⑤ 乙型 JV の構成員の中から代表企業を定める。乙型 JV の代表企業は、入札手続や落札者となった場合の契約事務を含め、市との調整・協議等における窓口役を担うほか、共同企業体内の全ての調整等の責任を負うものとし、市への書類提出及び市からの通知の受理等については、原則として全て代表企業が行う。

図表 3-2 本事業で想定する乙型 JV の構成（例）



(2) 乙型 JV の共通事項

- ① 本事業を受注した乙型 JV の代表企業は、事業着手までに共同企業体運営委員会を設置すること。
- ② 乙型 JV の存続期間は、次のとおりとする。
 - ア 設計・建設工事請負契約を締結した乙型 JV は、工事の完成後 3 か月を経過した日までとする。
 - イ 設計・建設工事請負契約を締結した者以外の乙型 JV は、設計・建設工事請負契約が締結された日までとする。
- ③ 乙型 JV が履行した事業の姫路市上下水道局契約規程（令和 4 年姫路市上下水道局管理規程第 7 号）第 2 条の規定によりその例によることとされた姫路市契約規則（昭和 62 年姫路市規則第 29 号）（以下「規則」という。）第 38 条第 1 項に規定する契約不適合（以下「契約不適合」という。）に係る責任は、次に定めるところによる。
 - ア 規則第 38 条第 2 項に規定する契約不適合責任期間は、契約で定めた期間存続するものとする。
 - イ 本事業に契約不適合があったときは、各構成員は連帯して責任を負うものとする。
 - ウ 乙型 JV が解散した後において本事業に契約不適合があったときは、各構成員は連帯して責任を負うものとする。

(3) 乙型 JV の構成員の共通要件

乙型 JV の構成員は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- ① 姫路市上下水道局入札参加資格制限基準（令和 4 年 4 月 1 日制定）に該当しない者
- ② 姫路市上下水道局が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（令和 4 年 4 月 1 日制定）第 2 条の規定によりその例によることとされた姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成 25 年 4 月 1 日制定）第 3 条に定める排除対象業者に該当しない者
- ③ 法人にあっては、姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者
個人にあっては、市税、消費税及び地方消費税並びに所得税に滞納がない者
- ④ 公告の日から落札決定の日までの間において、次の全てに該当する者
 - ア 姫路市上下水道局指名停止等措置要綱（令和 4 年 4 月 1 日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止を受けていない者

イ 指名停止等措置要綱の規定による指名停止の措置要件に該当しない者

- ⑤ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていない者
- ⑥ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- ⑦ 本事業に係る他の乙型 JV の各構成員との関係が次のアからウまでのいずれにも該当しない者（アからウまでに該当する者の全てが、乙型 JV の代表企業以外の構成員である場合を除く。）

ア 資本関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合をいう。ただし、子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- (ア) 親会社（会社法第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合をいう。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合をいう。

- (ア) 組合とその組合員
- (イ) 一方の会社の代表者と他方の会社の代表者が、夫婦の関係である場合

- ⑧ 乙型 JV の各構成員は、互いに資金関係又は人的関係等において関連がないこと。
- ⑨ 次に掲げる本事業に係るコンサルタント業務に関与した者又はこれらの者と資本関係若しくは人的関係等のある者でないこと。

株式会社東京設計事務所

(所在地：東京都千代田区霞が関三丁目7番1号)

森・濱田松本法律事務所

(所在地：東京都千代田区丸の内二丁目6番1号)

株式会社日本総合研究所

(所在地：東京都品川区東五反田二丁目18番1号)

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業

(所在地：東京都千代田区内幸町二丁目2番2号)

- ⑩ 以下に示す事業者審査委員会の委員又はこれらの者と資本関係若しくは人的関係等のある者でないこと。なお、本事業について委員と接触を試みた者については、入札参加資格を失うものとする。

ア 委員に係る資本関係

次のいずれかに該当する場合をいう。

(ア) 委員の所属する組織と、親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 委員の所属する組織と、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 委員に係る人的関係

次のいずれかに該当する場合をいう。

(ア) 委員の所属する組織である場合

(イ) 委員が管財人を務める組織である場合

ウ 委員に係るその他入札の適正さが阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 委員が役員として所属する組合とその組合員

(イ) 委員の所属する組織で委員が代表者を務め、かつ、他方の会社の代表者が、当該委員と夫婦の関係である場合

委員名		所属・役職等
委員長	柳川 隆	摂南大学経済学部 教授
副委員長	鋤田 泰子	神戸大学大学院工学研究科 教授
委員	土井 博文	兵庫県企業庁利水事務所 副所長
委員	竹田 元秀	姫路市上下水道局 水道技術管理者

(4) 代表企業の要件

乙型JVの代表企業は、前記(3)の要件に加え、以下の資格等を有している者でなければならない。

- ① 公告日において姫路市上下水道局競争入札の参加資格等について(令和4年4月1日制定。以下「告示第3号」という。)第4項の規定により、「水道施

設工事」についての業者登録名簿に登録されていること。なお、代表企業が複数の分担工事を兼ねることは妨げない。

- ② 令和 6 年度の競争入札の参加者の格付基準とした建設業法施行規則(昭和 24 年建設省令第 14 号) 第 21 条の 4 に定める様式第 25 号の 15 (以下「経営事項審査結果通知書」という。)において、水道施設工事の総合評定値(令和 6 年度の競争入札の参加者の格付基準とした経営事項審査結果通知書における総合評定値をいう。以下同じ。)が 1,300 点以上あること。
- ③ 電子証明書(電子署名及び認証業務に関する法律(平成 12 年法律第 102 号)に基づき主務大臣の認定を受けた認定認証事業者が発行したもので、業者登録名簿に登録された代表者(委任先を設けている場合は受任者)の名義で取得したものをいう。以下同じ。)を格納した IC カードで、入札書の提出期間において有効なものを取得し、その情報を兵庫県電子入札共同運営システム(以下「電子入札システム」という。)に登録している者又は当該登録がされていない場合において、入札参加申込みの満了時までに電子入札システムに登録することができる者。

(5) 設計企業の要件

乙型 JV の構成員の設計企業は 1 者とし、前記(3)の要件に加え、以下の資格等を有している者でなければならない。

- ① 公共機関等(一般財団法人日本建設情報総合センターが定める建設実績情報のコリンズ・テクリス登録システム利用規約(令和 5 年 8 月 21 日施行) 第 3 条第 10 号に掲げる機関をいう。以下同じ。)が発注した平成 15 年度(2003 年度)以降に受注又は完了した実績で、公称能力 10,000 m³/日以上上の浄水能力を有する浄水場において、「凝集沈澱池」及び「急速ろ過池」を一体とする実施設計(新築又は改築に限る。)の実績を有すること。
- ② 前記①の実績について、共同企業体等の構成員として設計を受注又は完了した場合においては、契約当初において、出資の割合または分担設計額の割合が設計全体の 10 分の 5 を超える設計を完了又は受注したことを証明できる場合(契約書の写しの提出等)に限る。
- ③ 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号) 第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ④ 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)に定める技術士(以下「技術士」という。)で、上水道及び工業用水道の選択科目を選択し、上下水道部門の資格を有する者が 2 人以上在籍していること。なお当該技術士を、本事業の管理技術者

及び照査技術者として、各々1名以上を配置することとし、兼務は認めない。

- ⑤ 公告日において、告示第3号第4項の規定により「土木コンサルタント」の業種及び「上水道及び工業用水道」の詳細業種についての業者登録名簿に登録されていること。
- ⑥ 姫路市上下水道局競争入札の参加者の格付基準等について（令和6年姫路市上下水道局告示第16号。以下「告示第16号」という。）第1項の規定によりその例によることとされた競争入札の参加者の格付基準等について（令和6年姫路市告示第147号。以下「告示第147号」という。）第1項に規定する土木コンサルタントのランクがAランクであること。

(6) 建設企業の要件

乙型JVの構成員（代表企業を含む。）の建設企業は、前記(3)の要件に加え、以下の資格等を有している者でなければならない。

- ① 乙型JVの構成員（代表企業を含む。）の建設企業のうち1者は、公共機関等が発注した平成15年度（2003年度）以降に受注又は完了した実績で、公称能力10,000 m³/日以上上の浄水能力を有する浄水場において、「凝集沈澱池」及び「急速ろ過池」を一体とする建設実績（「水道施設工事」、「土木一式工事」又は「機械器具設置工事」のいずれかの業種での新築又は改築に限る。）を有すること。
- ② 前記①の実績について、共同企業体等の構成員として施工を受注又は完了した場合においては、契約当初において出資の割合または分担工事額の割合が施工全体の10分の2以上で施工したことを証明できる場合（契約書の写しの提出等）に限る。
- ③ 「水道施設工事」、「土木一式工事」、「建築一式工事」、「機械器具設置工事」及び「電気工事」につき、各々の分担工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項の特定建設業の許可を受けていること。なお、構成員の1者が複数の分担工事を兼ねることは妨げない。
- ④ 公告日において告示第3号第4項の規定により、各々の分担工事の工種に応じた業種（「水道施設工事」、「土木工事」、「建築工事」、「機械器具設置工事」及び「電気工事」をいう。以下同じ。）についての業者登録名簿に登録されていること。なお、構成員の1者が複数の分担工事を兼ねることは妨げない。
- ⑤ 資格審査書類の受付期間の満了時において有効な経営事項審査結果通知書（「その他の審査項目（社会性等）」の「雇用保険加入の有無」、「健康保険加

入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」欄がいずれも「有」又は「除外」となっていること。)の写しを提出できる者。ただし、提出された経営事項審査結果通知書が契約予定日において有効でない場合は、別途市が指示する日までに有効な経営事項審査結果通知書の写しを提出すること。

- ⑥ 各々の分担工事における令和6年度の競争入札の参加者の格付基準とした経営事項審査結果通知書の総合評定値について、乙型JVの構成員が「水道施設工事」、「土木一式工事」、「建築一式工事」、「機械器具設置工事」及び「電気工事」のそれぞれについて以下の条件を満たすこと。なお、構成員の1者が複数の分担工事を兼ねることは妨げない。

乙型JVの組成	業種	点数
代表企業※1	水道施設工事	1,300点以上
構成員	水道施設工事※2	1,000点以上
	土木一式工事	1,200点以上
	建築一式工事	1,200点以上
	機械器具設置工事	1,000点以上
	電気工事	1,000点以上

※1 代表企業の要件については「第3の3項(4)」を参照すること。

※2 水道施設工事については、代表企業のみ参加も可とする。

- ⑦ 前記⑥の要件を満たす構成員に加え、土木工事及び建築工事については、市内業者で告示第16号第1項の規定によりその例によることとされた告示第147号第1項に規定する当該業種のランクがAランク以上である者を構成員とすることができるものとする。

(7) 入札参加資格の確認

① 入札参加資格確認基準日

入札参加資格を有することを確認する際に基準とする日（以下「入札参加資格確認基準日」という。）は、資格審査書類の受付締切日とする。

② 入札参加資格確認基準日以後の取扱い

ア 入札参加資格確認基準日以後に行う乙型JVの構成員の変更及び追加は、原則として認めない。

イ 入札参加資格を有するとの確認を受けた乙型JVの構成員が、「第3の3項」に定める要件のいずれかを満たさなくなった場合（以下「参加資格要件を満たさない場合」という。）は、当該乙型JVは、入札参加資格を失うものとする。ただし、参加資格要件を満たさない場合に該当する乙型JVの構成員が

代表企業以外である場合であって、落札者決定の前日までに当該乙型 JV から構成員変更の申出を受けたときは、市と当該乙型 JV とで協議を行い、当該乙型 JV の構成員の除外又は変更についてやむを得ない理由があり、当該乙型 JV の構成員の除外又は変更により入札参加資格を満たし、かつ、事業提案書の提出後においては当該事業提案書の内容に即して本事業が遂行されると市が認めた場合に限り、引き続き入札参加資格を有するものとする。

4 入札手続等

事業者の募集及び選定手続等とは、以下の予定である。なお、提出された資料は、返却しない。

(1) 入札説明書等（資格審査）に関する質問の受付及び回答

市は、入札説明書等のうち資格審査に関する記載内容についての質問を受け付ける。市からの回答は、質問内容とともに公表する。

① 入札説明書等（資格審査）に関する質問の受付

入札説明書等のうち資格審査に関する質問を次の要領で受け付ける。

なお、これ以外による質問の提出は無効とする。

ア 受付方法 : 質問の内容を簡潔にまとめ、入札説明書等（資格審査）に関する質問書（様式 1-1）に記入し提出することとし、使用する様式のファイル形式（Microsoft Excel 形式）は変更しないこと。

イ 提出方法 : 電子メール

ウ 電子メール : sui-somu_nyusatsu@city.himeji.lg.jp

エ 宛先 : 姫路市上下水道局 経営管理部 経営管理課（以下「経営管理課」という。）

オ 締切日時 : 令和 6 年 8 月 20 日（火）16 時

② 入札説明書等（資格審査）に関する質問への回答

入札説明書等のうち資格審査に関して提出された質問に対する回答は、令和 6 年 9 月 3 日（火）に、市のホームページで公表する。

なお、市からの回答は、質問内容とともに公表するが質問者の公表は行わない。

また、質問の内容に質問者を特定することができる記載があるときは、回答しない。

(2) 入札参加資格審査等に関すること

① 申込手続き

参加申込者は、次の要領で入札参加資格審査書類の提出までに申込みを行うこと。

ア 申込方法 : 電子入札システムによる送信。

イ 提出書類：競争参加資格確認申請書（電子入札システム内）及び入札参加申込書（様式 2-1）

ウ 受付期間：令和 6 年 9 月 11 日（水）9 時から令和 6 年 9 月 17 日（火）16 時まで（電子入札システムの運用時間は、午前 9 時から午後 8 時までとする。ただし、市の休日（姫路市の休日を定める条例（平成 2 年姫路市条例第 15 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる市の休日。以下同じ。）は終日利用できない。また、電子入札システムの整備等の作業のため一時的に停止することがある。）

② 入札参加資格審査書類の受付

参加申込者は資格審査のため、①の申込手続きに加え、資格審査書類を次の要領で提出すること。資格審査書類の記載要領については、様式集を参照すること。

なお、期限までに資格審査書類を提出しない者及び入札参加資格がないとされた者は、入札に参加することはできない。

ア 受付方法：資格審査に関する提出書類（様式 2-11 に示す書類）を以下の提出先へ持参すること。

イ 提出先：経営管理課

ウ 受付期間：令和 6 年 9 月 11 日（水）9 時から令和 6 年 9 月 17 日（火）16 時まで。ただし、受付は日曜日、土曜日及び市の休日を除く 9 時から 12 時まで及び 13 時から 16 時までとする。（以下、持参が必要な書類の受付については同じ。）

③ 資格審査結果の通知

ア 入札参加資格審査の結果

入札参加資格の審査結果通知は、入札参加資格申請に関する提出書類を提出した者に対して、電子入札システムの競争参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という。）により令和 6 年 9 月 27 日（金）に通知する。

イ 入札参加資格がないとされた場合の取扱い

入札参加資格がないと認めた者には、確認通知書にその理由を記載する。入札参加資格がないとされた者は、入札参加資格がないと判断された理由について、書面により次のとおり説明を求めることができる。

(ア) 受付期限：令和 6 年 10 月 4 日（金）16 時

(イ) 受付方法：入札参加資格審査に関する説明要求書（様式 2-14）を提出先へ持参すること。また、提出の際には、返信用封筒（返信先を記載し 590 円分の切手を貼った長形 3 号封筒）を併せて提出すること。

(ウ) 提出先：経営管理課

(エ) 回答：入札参加資格がないとされた理由は、説明要求書を提出した

者に対して、書面の郵送により回答する。(発送日：令和6年
10月11日(金))

(3) 入札説明書等(資格審査以外)に関する質問の受付及び回答

① 入札説明書等(資格審査以外)に関する質問の受付

市は、入札参加者に対して、入札説明書等のうち資格審査以外の事項に関する質問を次の要領で受け付ける。当該質問は、乙型JV単位でまとめて提出すること。なお、これ以外による質問の提出は無効とする。

ア 受付方法 : 質問の内容を簡潔にまとめ、入札説明書等(資格審査以外)に関する質問書(様式1-2)に記入し提出することとし、使用する様式のファイル形式(Microsoft Excel 形式)は変更しないこと。

イ 提出方法 : 電子メール

ウ 電子メール : sui-somu_nyusatsu@city.himeji.lg.jp

エ 宛先 : 経営管理課

オ 締切日時 : 令和6年10月11日(金)16時

② 入札説明書等(資格審査以外)に関する質問への回答

入札説明書等のうち資格審査以外に関して提出された質問に対する回答は、令和6年11月7日(木)に、市のホームページで公表する。

なお、市からの回答は、質問内容とともに公表するが質問者の公表は行わない。

また、質問の内容に質問者が特定することができる記載があるときは、回答しない。

(4) 技術的対話の実施

入札参加者に対し、要求事項等について理解度を測り、それを深めることで、意思の疎通を図ることを目的として、技術的対話を実施する。市は、技術的対話に関する対話事項を次の要領で実施する。

① 技術的対話の受付

ア 受付方法 : 技術的対話を希望する場合は、技術的対話に関する対話事項(様式3-1)に必要事項を記入の上、提出することとし、使用する様式のファイル形式(Microsoft Excel 形式)は変更しないこと。

イ 提出方法 : 電子メール

ウ 電子メール : sui-somu_nyusatsu@city.himeji.lg.jp

エ 宛先 : 経営管理課

オ 締切日時 : 令和6年11月21日(木)16時

② 技術的対話の実施

- ア 実施日時 : 令和 6 年 12 月上旬、1 グループ当たり 2 時間程度
- イ 対話回数 : 1 グループ当たり 1 回限り
- ウ 実施場所 : 姫路市役所
- エ 実施方法 : 技術的対話に関する対話事項(様式 3-1)に記載された対話事項に関して、入札参加者から記載内容に係る説明を受けた上で、市と入札参加者とが互いに質問・回答をする形式で実施する。なお、技術的対話の内容については原則非公表とするが、技術的対話の結果、入札参加者全員に共有すべき情報は公表する。具体的な実施日時や場所等は別途通知する。
- オ 注意事項 : 技術的対話にあたっては、企業名等の参加者が特定できるような服装及び行為のないよう留意すること。

(5) 事業提案書の受付及び基礎審査結果の通知

① 事業提案書の受付

入札参加者に対し、事業提案書の提出を求める。

- ア 受付方法 : 事業提案に関する提出書類(様式 4-1 から様式 7-2)について、様式集に定める部数を以下の提出先へ持参すること。また、事業提案書の提出の際には、返信用封筒(返信先を記載し 590 円分の切手を貼った長形 3 号封筒)を併せて提出すること。
- イ 提出先 : 経営管理課
- ウ 受付期間 : 令和 7 年 2 月 4 日(火) 9 時から令和 7 年 2 月 10 日(月) 正午まで
- エ 事業提案書に関する留意事項
- (ア) 未提出者の取扱い
- 受付期間内に、事業提案書の提出を行わなかった者は失格とする。
- (イ) 複数提案禁止
- 複数の事業提案書を提出することは認めない。
- (ウ) 事業提案書の変更禁止
- 提出後、事業提案書を変更することは認めない。
- (エ) 著作権
- 市が提示した参考図書等の著作権は市に帰属する。
- また、事業提案書の著作権は入札参加者に帰属する。
- ただし、本事業の公表その他市が必要と認めるときには、市は、事前に入札参加者との間で使用可能な範囲について確認・合意の上、事業提案書の全部又は一部を無償で利用できることとする。
- (オ) 特許権等

事業提案書の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等に日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法及び維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った入札参加者が負うものとする。これによって市が損失又は損害を被った場合には、当該入札参加者は、市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

② 基礎審査

提出された事業提案資料が要求水準を満たしているかを要求水準確認表（様式４－５）により確認を行う。

③ 基礎審査結果の通知

ア 基礎審査結果

基礎審査結果の通知は、事業提案書を提出した者に対して、書面により通知する。（発送日：令和７年２月２５日（火））

イ 基礎審査の結果、失格となった場合の取扱い

基礎審査により失格となった者は、失格と判断された理由について、書面により次のとおり説明を求めることができる。

(ア) 受付期限：令和７年３月４日（火）１６時

(イ) 受付方法：基礎審査に関する説明要求書（様式７－３）を提出先へ持参すること。また、基礎審査に関する説明要求書の提出の際には、返信用封筒（返信先を記載し５９０円分の切手を貼った長形３号封筒）を併せて提出すること。

(ウ) 提出先：経営管理課

(エ) 回答：基礎審査の結果、失格と判断された理由は、説明要求書を提出した者に対して、書面の郵送により回答する。（発送日：令和７年３月１１日（火））

(6) 入札に関する事項

① 入札方法等

ア 姫路市上下水道局総合評価競争入札試行要綱（令和４年４月１日制定）に基づき、総合評価落札方式による一般競争入札により行う。

イ 姫路市上下水道局低入札価格調査制度試行要綱（令和４年４月１日制定）は適用しないものとする。

ウ 最低制限価格は設けない。

エ 入札の方式は、電子入札システムによる電子入札とする。

オ 入札書は、電子入札システム内にある。

カ 入札参加者には入札金額内訳書（様式８）の提出を求めるので、必ず添付して送信すること。

キ 前記カの入札金額内訳書は、乙型 JV の名称、代表企業の法人名又は屋号及び代表者名等必要な事項を入力し、ファイル名を乙型 JV の名称に変更の上、電子入札システム内の入札書の内訳書として送信すること。

② 入札書の提出期間

提出期間 : 令和 7 年 3 月 13 日 (木) 13 時から
令和 7 年 3 月 17 日 (月) 16 時まで
(電子入札システムの休止時間を除く。)

③ 開札の日時及び場所

開札の日時 : 令和 7 年 3 月 28 日 (金) 10 時

開札の場所 : 入札室

※開札に立ち会うことを希望する入札参加者は 9 時 50 分までに経営管理課に申し出ること。ただし、立会人数が多数となる場合は人数を制限する場合がある。

④ 入札に関する条件等

ア 入札書に必要な事項を入力し、必要なファイルを添付し、電子入札システムにより送信すること。

イ 郵便による入札及び電話による入札は、認めない。

ウ 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に入力すること。

エ 電子入札システムに入札書の情報が記録された後は、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

オ 入札書に入力する金額は、円単位とすること。

カ 入札金額その他入力が必要な事項並びに入札参加者の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書が電子入札システムに入札書の提出期間内に記録されていること。

キ 電子入札システムに記録されるべき事項が分明であること。

ク 電子入札に使用する IC カードが、電子証明書(電子署名及び認証業務に関する法律(平成 12 年法律第 102 号)に基づき主務大臣の認定を受けた認定認証事業者が発行したもので、業者登録名簿に登載された代表企業の代表者又は委任先を設けている場合は受任者の名義で取得したものをいう。以下同じ。)を格納したものであり、かつ、資格審査書類に使用した名義人のものであること。ただし、市がやむを得ない事由があると認めた場合は、この限りではない。

⑤ 入札の辞退に関する事項

- ア 入札参加者は、入札参加資格申請に関する提出書類の提出後、「第3の4項(6)②」に定める入札書受付開始日時前までの間に限り、経営管理課に入札辞退届（様式は任意）を提出して事業提案書等の提出及び入札を辞退することができる。ただし、入札辞退届提出後は、撤回をすることができない。
- イ 入札参加者は、入札書の提出期間内で、かつ、入札書を電子入札システムにより送信するまでの間に限り、入札辞退届を電子入札システムにより送信して入札を辞退することができる。ただし、電子入札システムにより辞退届を送信した後は、撤回をすることはできない。
- ウ 入札締切日時までに電子入札システムによる入札書の送信がなく、かつ電子入札システムによる前記イの辞退届の送信もない入札参加者は、入札締切日時を経過した時をもって当該入札を辞退したものとみなす。この場合においては、開札後、書面による辞退届を直ちに経営管理課へ提出すること。

⑥ 入札書の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- ア 入札参加資格があると認定された確認通知書のない者がした入札、虚偽の内容を記載した資格審査書類により入札参加を認められた者がした入札、その他入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上の代理をした者の入札
- ウ 談合その他不正な行為によってなされたと認められる入札
- エ 第3の4項(6)の④カからクまでに示す条件を満たさない入札
- オ ICカードを不正に使用した入札
- カ 「第3の3項(3)の⑦」に定める資本関係、人的関係、その他入札の適正さが阻害されると認められる関係のいずれかに該当する複数の者のした入札は、全て無効とする。ただし、該当する者のうち1者を除く他の全ての者が入札を辞退した場合は、残る1者の入札は無効としない。

⑦ 予定価格

- ア 本事業の予定価格は、次のとおりとする。

金 23,978,957,000 円

（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）

- イ 入札執行回数は、一回限りとする。

⑧ 入札保証金及び契約保証金

- ア 入札保証金については、免除する。
- イ 契約保証金については、規則第29条の規定を適用する。
- ウ 契約保証金の納付については、乙型JVの代表企業名義をもって納付しな

ければならない。

5 落札者の決定方法

落札者の決定方法は、総合評価落札方式による一般競争入札とし、落札者決定基準に基づき、資格審査、基礎審査、技術審査及び価格審査を実施する。

なお、詳細は落札者決定基準を参照すること。

(1) 事業者審査委員会

- ① 事業者審査委員会は、落札者決定基準に基づき技術審査を行う。
- ② 事業提案書の提案内容について確認が必要であると認められた場合は、説明を求めるため、入札参加者に対してヒアリングを行う場合がある。なお、ヒアリングを実施する場合において、詳細な日時等については、別途、入札参加者に対して通知するものとする。
- ③ 事業提案書の評価において、ヒアリングの結果、内容が不適と認められた者は、失格とする。

(2) 落札候補者の決定及び通知等

- ① 落札候補者の決定
市は、落札者決定基準に従い、落札候補者を決定する。
- ② 落札候補者の通知
開札の結果、落札候補者を決定した場合は、落札者決定基準に従い、入札参加者に対して、電子入札システムによりその旨を通知する。
なお、落札候補者を決定しない場合の措置等は落札者決定基準による。

(3) 落札者の決定及び公表

- ① 落札等審査書類の受付
市は、落札者決定基準に定める落札等審査を行うため、落札等審査書類を次の要領で受け付ける。なお、落札候補者が落札等審査書類を期日までに提出しないとき、または入札執行者の指示に従わないときは、正当な理由なく落札者となることを辞退したものとみなす。また、入札参加資格を有していないものとし、その者のした入札を無効とする。この場合において、指名停止を行う場合がある。
ア 受付方法：落札等審査に関する提出書類（様式 9－1～様式 9－2）を以下の提出先へ持参すること。
イ 提出先：経営管理課
ウ 受付期限：令和 7 年 4 月 1 日（火）正午
- ② 落札等審査
市は、落札候補者から落札等審査書類の提出を受けたときは、落札候補者に対し入札参加資格に関する審査を行う。なお、落札等審査の経過に対する問合せには、応じない。

審査の結果、入札参加資格を有していないと認められた場合は、落札候補者の行った入札を無効とする。

審査の結果、入札参加資格を有していないと認められた者には、その結果に理由を付して通知をするものとし、その通知を受けたものは、その理由について、書面により次のとおり説明を求めることができる。

ア 受付期限：令和 7 年 4 月 4 日（金）16 時

イ 受付方法：非落札に関する説明要求書（様式 9－3）を提出先へ持参すること。また、非落札に関する説明要求書の提出の際には、返信用封筒（返信先を記載し 590 円分の切手を貼った長形 3 号封筒）を併せて提出すること。

ウ 提出先：経営管理課

エ 回答：非落札に関する説明要求書の提出があった場合は、これに対し速やかに回答する。

③ 落札者決定

市は、落札候補者を対象に制限付一般競争入札（落札候補者）審査申請書（様式 9－1）による審査を行い、落札者を決定する。

入札参加者に対して、落札が決定した旨を電子入札システムにより通知する。

なお、結果及び評価の公表、落札者を決定しない場合の措置等は、落札者決定基準による。

6 契約に関する基本的な考え方

(1) 設計・建設工事請負契約の締結

市は、落札者と設計・建設工事請負契約を締結する。落札決定後、市との契約締結までの間に参加資格要件を満たさない場合に該当する場合は、契約を締結しないことがある。ただし、参加資格要件を満たさない場合に該当する乙型 JV の構成員が代表企業以外である場合であって、契約締結予定日の前日までに当該乙型 JV から構成員変更の申出を受けたときは、市と当該乙型 JV とで協議を行い、当該乙型 JV の構成員の除外又は変更についてやむを得ない理由があり、当該乙型 JV の構成員の除外又は変更により入札参加資格を満たし、かつ、落札者の事業提案書の内容に即して本事業が遂行されると市が認めた場合はこの限りではない。この場合において、契約締結予定日を変更することがある。

(2) 契約書の作成費用

市との契約手続きに関して、契約内容の検討に係る落札者側の弁護士費用、印紙代など、契約書の作成に要する費用は、落札者の負担とする。

(3) 建設業退職金共済制度

落札者は、市と契約締結日までに、建設対価について、以下の算定式により計算した金額以上の共済証紙を購入し、購入の際に金融機関が発行する掛金収納書を

貼り付けた建設業退職金共済証紙購入確認書を提出しなければならない。

(算定式)

(建設対価) $\times 1.1 \div 1000 \times$ (建設業務における労働者の建退共加入率(a) $\div 70\%$)

※対象工事における労働者の建退共加入率を把握していない場合は (a) = 70%

7 共同企業体について

契約相手方となった共同企業体（構成員に甲型 JV を含む場合は甲型 JV を含む。）の代表者は、事業着手までに共同企業体運営委員会を設置し、同委員会で決定した次の左欄に掲げる事項を記載した文書を次の右欄に定める日までに市に提出しなければならない。

提出が必要な事項	提出時期
共同企業体編成表	事業着手日まで
構成員各々の分担工事額（乙型 JV）	工事着手（先行工事に係るものを除く）の 7 日前
構成員各々の出資状況（甲型 JV）	事業着手日まで
下請業者の選定	工事着手日まで
諸規定	事業着手日まで
その他市が別途通知する事項	別途指示する日まで

第4 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 リスク分担の基本的な考え方

本事業においては、最も適切かつ低廉に各リスクを管理することのできる主体が当該リスクを負担することにより、事業全体のリスクを低減し、事業全体の高効率化を図り、低廉で質の高い業務を提供することを基本とする。したがって、事業者の担当する業務に係るリスクについては、基本的には事業者が負うものとする。

ただし、市がリスクを負担すべき合理的な理由がある事項については、市がリスクを負担するものとする。

市と事業者のリスク分担の詳細については、設計・建設工事請負契約書（案）に示すとおりとする。

2 設計・建設業務の水準

本事業において要求する設計・建設業務の水準は、要求水準書に示すとおりとする。

3 事業の実施状況の監視

市は、事業者が、「第2の2項(7)の②」に示す各業務を確実に遂行していることを確認するため、要求水準書及び事業提案書の内容に基づき、契約において定められた設計・建設業務の水準が達成されているかどうかについて、履行内容の定期確認を実施する。

また、市が事業者の報告内容が事実行為として行われているか等の確認が必要と判断した場合においては、随時現場への立入りによる事実の確認を行うことができることとする。この場合、事業者は市の求めに応じて、市が行う監視に協力すること。

なお、事業者の責めにより提案された事業提案書の内容が満足できない場合には工事成績評点を減じることとし、現場条件の変更や天候不良等の不測の事態により、提案された事業提案書の内容が履行できない場合は、事業者は市に対してその理由を書面により申し出ることができる。この場合において、申し出た理由が、事業者の責めによらないと市が認めた場合は、工事成績評点の減点は行わない。

4 予算の成立

本事業に係る、令和7年度予算が成立していない場合は、落札者の決定を行わず契約を締結しないことがある。

第5 契約の解釈に関する疑義が生じた場合の措置に関する事項

1 係争事由に係る基本的な考え方

本事業に関する契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、設計・建設工事請負契約書（案）に規定する具体的措置に従うものとする。

2 管轄裁判所の指定

本事業に関する契約に関する紛争については、神戸地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 その他、事業の実施に必要な事項

1 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は適宜ホームページを通じて行う。

＜姫路市ホームページ＞

<https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000014529.html>

2 本事業において使用する言語と通貨単位等

本事業において、使用する言語は日本語とし、通貨単位は日本円、時刻は日本標準時とする。

3 入札参加に伴う費用負担

入札参加に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 契約条項を示す場所

経営管理課

(2) 契約条項を示す期間

令和6年7月31日（水）から令和7年3月12日（木）まで

5 その他

電子契約による契約の締結はできない。